

4.ドローン機器レンタル誓約書

株式会社Baru Production殿

私は、 貴社からレンタルしたドローンを用いて撮影活動を行うに当たり下記の事項を厳守いたします。

記

- 1. 航空法等の法律や条令、規則等を遵守し、安全管理の徹底を行います。
- 2. 飛行場所は、航空法 132 条で定める【飛行禁止空域】ではありません。または、航空局へ申請許可済みです。
- 3. 航空法 132 条の 2 で定める【飛行の方法】を遵守します。または、航空局へ申請了承済みです。
- 4. 各市町村（都道府県）の条例、最重要施設、重要文化財、その他定められた規則、他人の敷地の場合は民法、道路であれば道路交通法など、一般法も遵守します。
- 5. 飛行中に事故が発生した場合は、操縦者において一切の責任を負います。
- 6. 撮影ならびに飛行の活動に関して生じた賠償について第三者から貴社に対して損害賠償を求められた場合、 貴社に代わって全ての責任を負います。
- 7. 賠償責任の遂行に於いては善意を以て誠実に当たるものとします。登録された操縦者以外が操縦し事故を起こした場合、状況を問わず主たる責任者として登録した者が代わって賠償義務を負うものとします。

以上

【飛行禁止空域】とは
空港周辺・人口集中地区・高度（地面から）150mより上空など

- 【飛行の方法】とは
- ① アルコール等の影響により正常な飛行ができないおそれがある間の飛行禁止
 - ② 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行
 - ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行
 - ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止
 - ⑤ 日中における飛行
 - ⑥ 目視の範囲内での飛行
 - ⑦ 地上又は水上の人又は物件との間に一定の距離を確保した飛行
 - ⑧ 多数の者の集合する催し場所上空以外の空域での飛行
 - ⑨ 危険物の輸送の禁止
 - ⑩ 物件投下の禁止

	年 月 日
会社名(法人の方)	
操縦者	
責任者	印